

本書の使用にあたって

I 基礎統計編

医療施設、保健医療関係者、患者数、保健・衛生行政、人口動態指標について、医療施設（静態・動態）調査、病院報告、医師・歯科医師・薬剤師調査、患者調査、保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）、地域保健・老人保健事業報告、人口動態統計から、第1章「都道府県一指定都市一中核市別」、第2章「二次医療圏別」、第3章「市区町村別」別に掲載している。

II 時系列編

患者動向及び医療資源の状況についての年次推移を都道府県別にとりまとめ掲載している。

III グラフ編

各調査の結果を用いて分析を行ったものについてグラフを掲載している。

基礎統計編の数値はそれぞれ最新の公表数値を掲載しているが、利用される際には調査周期によって時点が異なっていることに留意されたい。

・ 医療施設（静態・動態）調査	平成20年10月1日
・ 病院報告	平成20年 年間
・ 患者調査	平成20年10月
・ 医師・歯科医師・薬剤師調査	平成20年12月31日現在
・ 保健・衛生業務報告（衛生行政報告例） うち、保健師数・助産師数・看護師数・准看護師数	平成20年度 平成20年末現在
・ 地域保健・老人保健事業報告	平成19年度
・ 人口動態統計	平成20年

掲載している主な事項の説明は以下のとおりである。

医療施設（静態・動態）調査

医療施設の種類

- 病院** 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の入院施設を有するもの
- 一般診療所** 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く。）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するもの
- 歯科診療所** 歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するもの

病院の種類

- 精神科病院** 精神病床のみを有する病院
- 結核療養所** 結核病床のみを有する病院
- 一般病院** 精神科病院、結核療養所以外の病院

病床の種類

- 精神病床** 精神疾患を有する者を入院させるための病床
- 感染症病床** 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第

114号)に規定する一類感染症、二類感染症及び新感染症の患者を入院させるための病床

結核病床 結核の患者を入院させるための病床

療養病床 病院の病床(精神病床、感染症病床、結核病床を除く。)又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床

一般病床 精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床

地域医療支援病院 他医療機関から紹介された患者に医療を提供し、また他医療機関の医師等医療従事者が診察、研究又は研修を行う体制並びに救急医療を提供し得る病院として知事が承認した病院(医療法(昭和23年法律第205号)第4条)

救急告示病院 救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第2条第1項の規定に基づき、救急病院として都道府県より告示された病院

救急医療体制

初期(初期救急医療体制) 比較的軽症な急病患者的の診察を受け持つ休日・夜間救急センターと地区医師会の会員が当番制で診察を行う在宅当番医制

二次(第二次救急医療施設) 精神科救急を含む24時間体制の救急病院、病院群輪番制方式による施設及び診療所

三次(第三次救急医療施設) 救命救急センター(高度救命救急センターを含む。)

病院報告

在院患者 24時現在、病院の全病床及び診療所の療養病床に在院している患者をいう。

外来患者 新来、再来、往診及び巡回診療患者の区別なく、すべてを合計したものをいい、同一患者が2つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの科で診療録が作成された場合は、それぞれの診療科の外来患者として取扱う。

1日平均在院患者数

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{\text{当該年の年間日数}}$$

1日平均外来患者数

$$\frac{\text{年間外来患者延数}}{\text{当該年の年間日数}}$$

病床利用率

$$\frac{\text{月間在院患者延数の1月～12月の合計}}{(\text{月間日数} \times \text{月末病床数}) \text{の1月～12月の合計}} \times 100$$

平均在院日数

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数})}$$

ただし、療養病床については、次式による。

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times \left[\text{年間新入院患者数} + \text{年間} \begin{array}{l} \text{同一医療機関内の他の} \\ \text{病床から移された患者数} \end{array} + \text{年間退院患者数} + \text{年間} \begin{array}{l} \text{同一医療機関内の他の} \\ \text{病床へ移された患者数} \end{array} \right]}$$

介護療養病床 療養病床のうち、介護保険法に規定する都道府県知事の指定介護療養型医療施設としての指定に係る病床をいう。

医師・歯科医師・薬剤師調査

臨床研修医 医師法第16条の2の規定により、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、卒後2年間の前期臨床研修を受けている者をいう。

臨床研修歯科医 歯科医師法第16条の2の規定により、歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、卒後1年以上の臨床研修を受けている者をいう。

患者調査

推計患者数 調査日当日に、病院、一般診療所、歯科診療所で受療した患者の推計数。

受療率 推計患者数を人口で除して人口10万対であらわした数。

$$\text{受療率（人口10万対）} = \frac{\text{推計患者数}}{\text{推計人口}} \times 100,000$$

総患者数 調査日現在において、継続的に医療を受けているもの（調査日には医療施設を受療していない者も含む。）の数を次の算式により推計したもの。

$$\text{総患者数} = \text{入院患者数} + \text{初診外来患者数} + \text{再来外来患者数} \times \text{平均診療間隔} \times \text{調整係数 (6/7)}$$

保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）

措置入院

2人以上の指定医が診察した結果、その者が精神障害者であり、かつ入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることに一致した場合に、都道府県知事が国もしくは都道府県立の精神科病院又は指定病院に入院させることができる制度（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条）。

医療保護入院

指定医または指定医師が診察した結果、精神障害者であると診断され、入院の必要があると認められた者で保護者の同意がある場合に、精神科病院の管理者が患者本人の同意がなくても精神科病院に入院させることができる制度（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条）。

精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づき、精神障害者が都道府県知事又は指定都市の市長に申請し、精神障害の状態にあると認められた時に交付される手帳。

地域保健・老人保健事業報告

妊婦 妊娠中の女性をいう。

産婦 分娩後1年以内の女性をいう。

乳児 満1歳未満の者をいう。

幼児 満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

デイ・ケア

医学的な管理のもとに行う、作業指導、レクリエーション活動、創作活動、生活指導等をいう。

健康教育

心身の健康についての自覚を高め、かつ、心身の健康に関する知識を普及啓発するために行われる指導及び教育をいう。

健康相談

心身の健康に関し、相談に応じて行われる指導及び助言をいう。

重点健康相談

重点課題とされる「高血圧」「高脂血症」「糖尿病」「歯周疾患」「骨粗鬆症」及び「病態別」のうち、市区町村が地域の実情等を勘案し、課題を選定し、医師、歯科医師、保健師等を担当者として行う健康に関する指導及び助言をいう。

総合健康相談

対象者の心身の健康に関する一般的事項について、総合的な指導・助言を行うことを主たる目的とする相談をいう。

訪問指導

その心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる者について、保健師その他の者を訪問させて行われる指導をいう。

基本健康診査

当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象として行う問診、理学的検査、血圧測定、検尿、循環器検査、貧血検査、肝機能検査、腎機能検査、血糖検査及びヘモグロビンA1c検査をいう。

表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目がありえない場合	・
比率等でまるめた結果が表章すべき最下位の桁の1に達しない場合	0又は0.0

なお、病院報告では、以下の場合も含む。

「—」：病院又は病床はあるが、計上する数値がない場合

「・」：病院又は病床がないので、計上する数値がない場合

注：数値は単位未満を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合もある。